



法定情報

シスコ社の限定保証、保証の放棄、およびエンド ユーザ ライセンス契約

Revised : March 2, 2006, 78-17019-01-J

限定保証

ハードウェア Cisco Systems, Inc. または製品を販売する Cisco Systems, Inc. の子会社 (以下「シスコ」) は、顧客への出荷日 (シスコのリセラーによる再販の場合にはシスコの初回出荷日から 90 日以内) を開始日とし、90 日間または製品に付属の保証カード (提供されている場合) に記載されている期間のどちらか長いほうの期間、正常な使用におけるハードウェアに材質および製造上の欠陥がないことを保証します。シスコによる製品の出荷日は、製品の出荷に使用される梱包材に記載されています。この限定保証は、製品の初回ユーザーだけに有効です。この限定保証における顧客の唯一かつ排他的な救済、およびシスコおよびシスコのサプライヤの全責任は、シスコまたはシスコのサービスセンターの判断により、保証カード (ある場合) に記載されている、または保証カードがない場合には www.cisco.com/en/US/products/prod_warranties_listing.html に記載されている保証手続きに基づく保証期間内の交換製品の発送、または顧客にハードウェアを提供した当事者にハードウェアが返却された場合には購入価格、送料、および前払い保険料の返金のいずれかになります。ハードウェアの交換におけるシスコの交換部品は、新品または新品と同部品になります。この限定保証におけるシスコの義務は、シスコまたはシスコのサービスセンターの最新の Return Material Authorization (RMA) の手順に基づく対象ハードウェアの返却を必要条件とします。

ソフトウェアシスコは、顧客への出荷日 (シスコの正規リセラーによる再販の場合にはシスコの初回出荷日から 90 日以内) を開始日とし、90 日間または製品に付属の保証カード (提供されている場合) に記載されたソフトウェア保証期間 (設定されている場合) のどちらか長いほうの期間、(a) 正常な使用において、ソフトウェアが提供されている媒体に材質および製造の欠陥がないこと、(b) ソフトウェアが本質的に当該ソフトウェアの公開仕様に適合していること、を保証します。シスコによる製品の出荷日は、製品の出荷に使用される梱包材に記載されています。前述の条件を除き、ソフトウェアは「現状のまま」提供されます。この限定保証は、初回の使用権取得者である顧客だけに適用されます。顧客の唯一かつ排他的な救済、およびシスコおよびシスコのサプライヤおよびライセンス許諾者の全責任は、シスコまたは顧客にソフトウェアを提供した当事者に報告された (または要求によりソフトウェアが返却された) 場合、シスコの判断により、ソフトウェアの修理、交換、または返金のいずれかになります。いかなる場合にも、シスコは、ソフトウェアにエラーがないこと、または顧客が問題または妨害なくソフトウェアを運用できることを保証しません。また、ネットワークへの侵入および攻撃に関する新技術が継続的に開発されていることから、シスコは、ソフトウェアまたはソフトウェアを使用するすべての機器、システム、またはネットワークについて、侵入または攻撃に対する脆弱性がないことを保証しません。

制限事項この保証は、ソフトウェア、製品、またはソフトウェアの使用が許可されている他の何らかの機器が、(a) シスコまたはシスコの認定代理店以外によって改変された場合、(b) シスコが提供した使用説明書の指示に従わずにインストール、運用、修理、または保守された場合、(c) 異常な物理的または電氣的負荷、誤使用、過失、または事故の影響を受けた場合、または (d) ベータ版、評価、テスト、またはデモンストレーションの目的でライセンス許諾され、シスコが対価またはライセンス料を請求していない場合には、適用されません。

保証の放棄

この保証に規定されている以外に、商品性、特定用途への適合性、権利を侵害していないこと、満足できる品質、干渉がないこと、および情報の正確性に関する、または取引、法律、使用または取引慣行により発生するあらゆる暗黙の保証または条件を含みますがこれらに限定されず、すべての明示的または暗黙の条件、表明、および保証は、この保証のもとで、適用法により許可される範囲で除外され、シスコ、シスコのサプライヤ、およびシスコのライセンス許諾者により、明示的に放棄されるものとしします。除外できない暗黙の保証の適用は、明示的な保証期間内に限定されます。暗黙の保証の期間制限が許可されていない州または管轄区域では、前述の制限が適用されないことがあります。この保証は顧客に特定の法的権利を提供するものです。また、顧客は、管轄区域ごとに異なる他の権利を有することができます。この放棄および除外は、前述の明示的な保証が本質的な目的を達成できない場合でも、適用されるものとしします。

エンド ユーザ ライセンス契約

重要：このエンド ユーザ ライセンス契約の内容を慎重にお読みください。シスコまたはシスコ提供のソフトウェアのダウンロード、インストール、または使用により、本契約に同意したものとみなされます。

シスコは、このライセンス契約に規定されている全条件に同意することを条件として、ユーザにソフトウェアの使用を許諾します。ユーザによるソフトウェアのダウンロードまたはインストール、または当該ソフトウェアを含む機器の使用により、ユーザ自身およびユーザが属す事業組織（以下「顧客」）は本契約に拘束されます。本契約の全条件に同意しない場合、シスコはユーザにソフトウェアの使用を許諾しません。その場合、(A) 当該ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用しないでください。また、(B) 全額払い戻しで当該ソフトウェアを返却できます。または、当該ソフトウェアが他の製品の一部分として提供されている場合、全額払い戻しで製品全体を返却することもできます。ユーザの返却および払い戻しの権利は、シスコまたはシスコの認定リセラーからの購入日から 30 日間で失効し、初回のエンド ユーザ購入者にのみ適用されます。

顧客のアクセスおよびソフトウェアの使用には、(a) 顧客のソフトウェアの使用に関して顧客とシスコが別途署名した契約が存在する場合、または (b) インストールまたはダウンロード処理の一部として、ソフトウェアに別途「クリック同意」ライセンス契約が含まれている場合を除き、このエンド ユーザ ライセンス契約（以下「本契約」）の以下の条件が適用されます。前述の文書に相反する条件が含まれている場合、優先順位は、(1) 署名された契約書、(2) クリック同意契約書、(3) このエンド ユーザ ライセンス契約になります。

ライセンス本契約の条件を遵守することを条件として、Cisco Systems, Inc. または Cisco Systems の代わりにソフトウェアのライセンスを許諾する Cisco Systems の子会社（以下「シスコ」）は、顧客が必要なライセンス料金を支払ったソフトウェアおよびドキュメントを、顧客の内部的な事業目的で使用し、非独占的かつ譲渡不能なライセンスを供与します。「ドキュメント」とは、ソフトウェアに具体的に関連し、シスコが任意の方法（CD-ROM またはオンラインを含む）でソフトウェアと共に提供できる（ユーザ マニュアル、技術マニュアル、トレーニング資料、仕様その他のどこに記述されているかに関係なしに）文書化された情報を意味します。

顧客がソフトウェアを使用する権利は、単一のハードウェア シャーシまたはカード、またはシスコが承認し、顧客がシスコに対して必要なライセンス料金を支払った当該発注書に設定された数量のエージェント、同時ユーザ、セッション、IP アドレス、ポート、シート、サーバ、またはサイトに制限されるものとし、顧客はこの制限を超えてソフトウェアを使用することはできません。

ドキュメントに明記されている場合を除き、顧客はソフトウェアを、顧客が所有または賃借しているシスコ機器に導入して実行するか、または（対応するドキュメントにより非シスコ機器へのインストールが許可されている場合には）シスコ機器との通信用として、顧客の内部事業用途にのみ使用するものとします。



(注)

シスコがライセンス料を請求しない評価版またはベータ版の場合には、前述のライセンス料金の支払い要件は適用されません。

一般的な制限事項これはソフトウェアおよびドキュメントのライセンス（使用許諾）であり、権利所有権の譲渡ではありません。シスコはソフトウェアおよびドキュメントのあらゆる複製の所有権を保持します。顧客は、ソフトウェアおよびドキュメントに、各プログラムの特定の内部設計と構造、および関連インターフェイス情報を含みますがこれらに限定されず、シスコおよびシスコのサプライヤまたはライセンス許諾者の企業秘密が含まれていることを認識するものとします。したがって、本契約に特に明記されていない限り、顧客には一切の所有権はなく、顧客は以下に同意します。

- (i) 顧客のライセンス権利を他の人物または組織に移転、譲渡、またはサブライセンス供与せず、正規品ではない、または中古のシスコ機器上でソフトウェアを使用しないものとし、かかる移転、譲渡、サブライセンス供与または使用は無効であることを認識している。
- (ii) ソフトウェアのエラー修正または他の変更や改変を行わず、ソフトウェアに基づく派生物を作成せず、第三者に対して、かかる行為を許可しない。
- (iii) この制限事項に関係なく適用法により明示的に許可される範囲を除き、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、デコンパイル、復号化、逆アセンブル、または他の方法での判読可能形式の生成を行わない。
- (iv) シスコから書面による明示的な許可を得ない限り、サービス事業所または時間単位その他のいかなる方法でも、第三者のサービスを実行するためにソフトウェアを使用したり、かかるソフトウェアの使用を許可しない。
- (v) シスコから事前に書面による許可を得ない限り、ソフトウェアおよびドキュメントに含まれている企業秘密を、いかなる形式でも第三者に開示、提供、または他の方法で使用させない。顧客は、かかる企業秘密を保護するために妥当なセキュリティ手段を講じるものとする。

法律で要求された範囲で、および顧客から書面により要求された場合、シスコは顧客に対して、適用料金（発生する場合）の支払いに基づいて、ソフトウェアと他の独立プログラムとの相互運用に必要なインターフェイス情報を提供するものとします。顧客は、かかる情報の守秘義務を厳密に遵守するものとし、シスコがかかる情報提供の基盤とした適用条件に従って、かかる情報を使用するものとします。

ソフトウェア、アップグレードおよび追加コピー本契約において、「ソフトウェア」には（本契約の条件が適用されるとともに）、シスコまたはシスコ認定リセラーにより顧客に提供されるファームウェアを含むコンピュータ プログラム、およびかかるプログラムのアップグレード、更新、バグ修正、または改訂バージョン（以下「アップグレード」）、またはシスコまたはシスコ認定リセラーにより顧客に使用許諾または提供されたバックアップ コピーが含まれるものとします。本契約の他の条件に関係なく：(1) 顧客は、追加コピーまたはアップグレードの取得時に、オリジナル ソフトウェアの有効ライセンスを保有し、アップグレードまたは追加コピーの適用料金を支払っている場合を除き、いかなる追加コピーまたはアップグレードをも使用する権利はなく、使用を許諾されな

いものとしてします。(2) アップグレードは、顧客が初回のエンドユーザ購入者あるいは賃借人となっている、または当該ソフトウェアを使用するための有効ライセンスを保有している対象のシスコ機器に限定されます。(3) 追加コピーは、バックアップが必要な場合にのみ作成および使用できるものとしてします。

所有権の通知顧客は、ソフトウェアのあらゆる形式のすべてのコピーに対して、ソフトウェアに含まれている著作権および他の所有権通知と同じ形式および方法で、かかる著作権および他の所有権の通知を保持し、複製することに同意します。本契約で明示的に許可されている場合を除き、顧客は、シスコから事前に書面による許可を得ない限り、ソフトウェアのいかなるコピーまたは複製も作成しないものとしてします。

有効期間および終結本契約および本契約のもとに供与されるライセンスは、本契約が終結するまで有効です。顧客は、ソフトウェアおよびドキュメントのすべてのコピーを廃棄することにより、任意の時点で本契約およびライセンスを終結できます。顧客が本契約の何らかの条件に違反した場合、本契約に基づく顧客の権利は、シスコから通知されることなく、ただちに終了します。終結した場合、顧客は、顧客が所有または管理するソフトウェアおよびドキュメントのすべてのコピーを廃棄するものとしてします。本契約の終結後も、顧客の守秘義務、およびすべての責任限定、保証の放棄および制限は存続します。また、「米国政府機関のエンド ユーザ購入者」および「限定保証およびエンド ユーザ ライセンスに適用される一般条件」の項目の条件は、本契約の終結後も存続します。

顧客の記録顧客は、シスコおよびシスコの独立会計士に対して、顧客の通常の業務時間内に、本契約に遵守しているかどうかを確認するために、顧客の帳簿、会計記録、および明細書を調べる権利を供与します。かかる監査により本契約に遵守していないことが発覚した場合、顧客はシスコに対して、適用されるライセンス料金および監査実施のための妥当な費用をすみやかに支払うものとしてします。

輸出ソフトウェアおよびドキュメントは、技術データを含め、米国輸出管理法および関連規制を含む米国の輸出規制法の対象となり、また他の国の輸出規制または輸入規制の対象になることがあります。顧客は、かかるすべての規制を厳密に遵守することに同意し、ソフトウェアおよびドキュメントの輸出、再輸出、または輸入に関して、ライセンスを取得する責任があることを認識しています。

米国政府機関のエンド ユーザ購入者ソフトウェアおよびドキュメントは、Federal Acquisition Regulation (FAR) (48 C.F.R.) 2.101 に定義されている「商業用品目」であり、FAR 12.212 に定義されている「商業用コンピュータ ソフトウェア」および「商業用コンピュータ ソフトウェア文書」に相当します。FAR 12.212 および DoD FAR Supp 227.7202-1 ~ 227.7202-4 に準拠することにより、このエンド ユーザ ライセンス契約が統合される何らかの契約に相反する他の FAR または契約条項が含まれていたとしても、顧客は政府機関のエンド ユーザにソフトウェアおよびドキュメントを提供できます。また、本契約を直接適用する場合には、政府機関のエンド ユーザは、このエンド ユーザ ライセンス契約に定める権利だけを取得します。ソフトウェアまたはドキュメント、またはその両方を使用することにより、政府機関は、かかるソフトウェアおよびドキュメントが「商業用コンピュータ ソフトウェア」および「商業用コンピュータ ソフトウェア文書」であることを認め、本契約に基づく権利および制限に同意したとみなされます。

限定保証およびエンド ユーザ ライセンスに適用される一般条件

法的責任の放棄本契約に定める救済方法が本来の目的を達成できないかどうかに関係なく、いかなる場合にも、シスコまたはシスコのサプライヤは、収益または利益の損失、データの損失または損害、事業妨害、資本損失、または特殊、間接的、結果的、偶発的または懲罰的な損害に対して、いかなる原因であれ、責務関係を問わず、またはソフトウェアの使用または使用不能によって発生したかどうかに関係なく、シスコまたはシスコのサプライヤまたはライセンス許諾者にかかる損害の可能性を通知されていたとしても、一切の責任を負いません。いかなる場合にも、シスコまたはシ

スコのサプライヤまたはライセンス許諾者の顧客に対する責任は、契約上、不法行為（過失を含む）、保証違反、その他に関係なく、顧客が損害賠償の原因となったソフトウェアに対して支払った価格、またはソフトウェアが他の製品の一部である場合には、かかる他の製品に対して支払った価格を超えることはありません。結果的または偶発的な損害に対する制限または除外が許可されていない一部の州または管轄区域では、前述の制限は適用されないことがあります。

顧客は、本契約に定める責任の限定および放棄が、顧客がシスコから提供されたソフトウェアまたは他の製品またはサービスを受け入れたかどうかに関係なく、適用されることに同意します。顧客は、シスコが本契約に定める保証の放棄および責任の限定に基づいて価格を設定し、本契約を締結したこと、これが両当事者間のリスク配分（契約上の救済が本質的な目的を達成できないことにより生じた結果的損失のリスクを含む）に影響すること、およびこれが両当事者間の交渉の基本になることを認識し、同意します。

保証およびエンド ユーザ ライセンスは、法律または原則の選択を参照または適用せずに、米国カリフォルニア州の法律に基づいて管理され、解釈されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されません。本契約の何らかの条件が無効または施行不能になったとしても、本契約のその他の条件は完全な有効性を保持します。本契約に明記されている場合を除き、本契約はソフトウェアおよびドキュメントのライセンスに関する両当事者間の完全な同意をなすものとし、発注書その他に含まれていた相反する条件または追加条件よりも優先されるものとし、かかる条件はすべて除外されます。本契約は英語で記述されているので、両当事者は英語版が原則となることに同意します。

英語 特定の国に適用される保証またはライセンス条件、および上記の情報の各国語版は、次の URL を参照してください。

http://www.cisco.com/univercd/cc/td/doc/es_inpk/cetrans.htm

米国 FCC に関する情報

FCC クラス A 適合装置に関する記述：この装置はテスト済みであり、FCC ルール Part 15 に規定された仕様のクラス A デジタル装置の制限に適合していることが確認済みです。これらの制限は、商業環境で装置を使用したときに、干渉を防止する適切な保護を規定しています。この装置は、無線周波エネルギーを生成、使用、または放射する可能性があり、この装置のマニュアルに記載された指示に従って設置および使用しなかった場合、ラジオおよびテレビの受信障害が起こることがあります。住宅地でこの装置を使用すると、干渉を引き起こす可能性があります。その場合には、ユーザ側の負担で干渉防止措置を講じる必要があります。

FCC クラス B 適合装置に関する記述：このマニュアルに記載された装置は、無線周波エネルギーを生成および放射する可能性があります。シスコシステムズの指示する設置手順に従わずに装置を設置した場合、ラジオおよびテレビの受信障害が起こることがあります。この装置はテスト済みであり、FCC ルール Part 15 に規定された仕様のクラス B デジタル装置の制限に適合していることが確認済みです。これらの仕様は、住宅地で使用したときに、このような干渉を防止する適切な保護を規定したものです。ただし、特定の設置条件において干渉が起きないことを保証するものではありません。

装置の電源を切ることによって、この装置が干渉の原因であるかどうかを判断できます。干渉がなくなれば、シスコシステムズの装置またはその周辺機器が干渉の原因になっていると考えられます。装置がラジオまたはテレビ受信に干渉する場合には、次の方法で干渉が起きないようにしてください。

干渉がなくなるまで、テレビまたはラジオのアンテナの向きを変えます。

テレビまたはラジオの左右どちらかの側に装置を移動させます。

テレビまたはラジオから離れたところに装置を移動させます。

テレビまたはラジオとは別の回路にあるコンセントに装置を接続します（装置とテレビまたはラジオがそれぞれ別個のブレーカーまたはヒューズで制御されるようにします）。

シスコでは、この製品の変更または改造を認めていません。変更または改造した場合には、FCC 認定が無効になり、さらに製品を操作する権限を失うことになります。

商標

Copyright © 2004 Cisco Systems, Inc. All rights reserved. CCIP, CCSP, Cisco Arrow のロゴ、Cisco Powered Network のマーク、Cisco Unity、Follow Me Browsing、FormShare、および StackWise は、Cisco Systems, Inc. の商標です。Changing the Way We Work, Live, Play, and Learn、および iQuick Study は、米国およびその他の地域における Cisco Systems, Inc. のサービス マークです。Aironet、ASIST、BPX、Catalyst、CCDA、CCDP、CCIE、CCNA、CCNP、Cisco、Cisco Certified Internetwork Expert のロゴ、Cisco IOS、Cisco IOS のロゴ、Cisco Press、Cisco Systems、Cisco Systems Capital、Cisco Systems のロゴ、Empowering the Internet Generation、Enterprise/Solver、EtherChannel、EtherSwitch、Fast Step、GigaStack、Internet Quotient、IOS、IP/TV、iQ Expertise、iQ のロゴ、iQ Net Readiness Scorecard、LightStream、MGX、MICA、Networkers のロゴ、Networking Academy、Network Registrar、Packet、PIX、Post-Routing、Pre-Routing、RateMUX、Registrar、ScriptShare、SlideCast、SMARTnet、StrataView Plus、Stratm、SwitchProbe、TeleRouter、The Fastest Way to Increase Your Internet Quotient、TransPath、および VCO は、米国およびその他の地域における Cisco Systems, Inc. および関連会社の登録商標です。

Protego Networks、Protego Loogo、PN-MARS、Big Red Button、Enterprize Threat Mitigation、ContextCorrelation™、SureVector™、および AutoMitigate™ は、Protego Networks の商標です。Internet Explorer は、Microsoft Corporation の商標です。SVG および PDF は、Adobe Systems Incorporated の商標です。その他の商標はすべて、それぞれの企業が所有しています。

このマニュアルまたは Web サイトで言及している他の商標はいずれも、それぞれの所有者のもです。「パートナー」という用語を使用している場合、シスコシステムズと他社とのパートナー関係を意味するものではありません。

サードパーティ ソフトウェア ライセンス情報

この製品には、Dr. Brian Gladman により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 2003, Dr. Brian Gladman <brg@gladman.me.uk>, Worcester, UK. All rights reserved.

ライセンス条件

このソフトウェアは、ソース形式およびバイナリ形式の両方で（変更を加えて、または加えずに）無償で配布および使用できますが、以下を条件とします。

1. ソース コードを配布する場合には、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。
2. バイナリ形式で配布する場合には、ドキュメントまたは他の関連資料に、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。
3. 書面による許可なく、このソフトウェアを使用して構築した製品の裏書に、著作権保持者の名前を記載することはできません。

免責条項

このソフトウェアは、「現状のまま」提供され、正確性または用途への適合性を含みますがこれらに限定されず、特性に関する明示的または暗黙の保証は一切ありません。

この製品には、Apache Software Foundation により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

The Apache Software License, Version 1.1

Copyright © 1999-2001 The Apache Software Foundation. All rights reserved.

変更を加えて、または変更を加えずに、ソース形式またはバイナリ形式での再配布および使用が許可されますが、以下を条件とします。

1. ソース コードを再配布する場合には、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。
2. バイナリ形式で再配布する場合には、配布時に提供するドキュメントまたは他の資料に、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。
3. 再配布時にエンド ユーザ ドキュメントを提供する場合には、次の情報を記載する必要があります。「この製品には、Apache Software Foundation (<http://www.apache.org>) により開発されたソフトウェアが含まれています」。または、ソフトウェアのサードパーティ情報が通常表示される場所に、この情報を表示することもできます。
4. 事前に書面による許可を得ずに、このソフトウェアから派生した製品の裏書または宣伝として、「Xerces」および「Apache Software Foundation」の名前を使用することはできません。書面による許可を得る場合には、apache@apache.org まで連絡してください。
5. このソフトウェアから派生した製品は、Apache Software Foundation から事前に書面による許可を得ない限り、「Apache」と呼ぶことはできず、名前に「Apache」を表示することはできません。

このソフトウェアは「現状のまま」提供され、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証を含みますがこれらに限定されず、明示的または暗黙の保証は一切ありません。いかなる場合にも、Apache Software Foundation またはその寄与者は、(代替品または代替サービスの調達、使用不能、データまたは利益の損失、事業妨害を含みますがこれらに限定されず) このソフトウェアの使用によって発生したあらゆる直接的、間接的、偶発的、特殊、懲罰的、または結果的な損害に対して、その原因および債務関係を問わず、契約、厳格責任、または不法行為（過失その他を含む）に関係なく、かかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

このソフトウェアは、copyright © 1999, International Business Machines, Inc. のソフトウェアに基づいて、Apache Software Foundation の代わりとなる多数の個人の自発的な寄与により構築されています。

<http://www.ibm.com>. Apache Software Foundation の詳細については、<http://www.apache.org/> を参照してください。

この製品には、ACE™ および TAO™ により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

ACE™ および TAO™ の著作権およびライセンス情報

ACE™ および TAO™ の著作権は、ワシントン大学の Douglas C. Schmidt および彼の研究グループが所有しています。Copyright © 1993-2001, all rights reserved. ACE および TAO はオープン ソースのフリー ソフトウェアなので、ACE および TAO を使用して構築したコードに上記の著作権情報を含めることを条件に、ACE および TAO のソース コードおよびソースから生成したオブジェクト コードを自由に使用、変更、および配布できます。

また、ACE および TAO は独自仕様のソフトウェアに使用でき、ACE および TAO を使用して構築したソース コードを再配布する義務はありません。ただし、ACE および TAO コードの著作権を申請したり、著作者であると名乗るなど、オープン ソース開発モデルを使用した ACE および TAO の自由な配布を妨害する行為はできません。

ACE および TAO は現状のまま提供され、設計、商品性、特定用途への適合性、権利の非侵害、または取り扱い、使用、取引慣行により発生する保証を含め、一切の保証はありません。また、ACE および TAO にはサポートが提供されず、ワシントン大学およびワシントン大学の雇用者または学生には、ACE および TAO の使用、修正、変更、または拡張を支援する義務はありません。しかしながら、ACE および TAO の商業的なサポートを、Riverace および OCI がそれぞれ提供しています。さらに、ACE および TAO は、使用する OS プラットフォームが Y2K 対応であれば、Y2K に対応しています。

ワシントン大学およびワシントン大学の雇用者または学生は、ACE および TAO またはこれらの一部による著作権、企業秘密、または特許の侵害に関して、一切の責任を負いません。また、ワシントン大学およびワシントン大学の雇用者または学生は、収益または利益の損失、または他の特殊、間接的、および結果的な損害に対して責任を負いません。

ACE および TAO の Web サイトは、オープン ソース ソフトウェア コミュニティの一環としてオープン ソース ソフトウェアを開発するために、ワシントン大学の Center for Distributed Object Computing が管理しています。コメント、提案、コード、コードの一部、技術（使用方法を含む）、およびアルゴリズムを提供することにより、提供者は、これらを提供する権利があり、かかる提供を自由に行うことができ、提供した内容の著作権または所有権を放棄したとみなされます。また、提供者は、提供した内容が、ACE および TAO ソフトウェアで構成されるコード全体の著作権の一部になる可能性があることを承認するものとします。提供を行うことにより、提供者はこれらの条件に同意したとみなされます。さらに、提供者は、オープン ソース ACE および TAO プロジェクトの管理人またはその設計者の自由裁量により、提供した内容が統合または変更されることに同意します。

ACE™、TAO™、ワシントン大学の名称は、ワシントン大学から書面による明示的な許可を得ない限り、このソースから派生した製品またはサービスの裏書または宣伝に使用することはできません。また、ワシントン大学から書面による明示的な許可を得ない限り、このソースから派生した製品またはサービスを ACE™ または TAO™ と呼ぶことはできず、ワシントン大学の名称を名前に使用することはできません。

提案、追加事項、コメント、または質問がある場合には、私に連絡してください。

Douglas C. Schmidt

この製品には、FreeType Team (<http://www.freetype.org>) により開発されたソフトウェアが含まれています。

この製品には、`getline` により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 1991, 1992, 1993 by Chris Thewalt

このソフトウェアは、すべてのコピーに上記の著作権情報を表示し、サポート ドキュメントに上記の著作権情報とこの許可情報の両方を記載することにより、任意の目的で、無償で使用、複製、変更、および配布することができます。このソフトウェアは「現状のまま」提供され、明示的または暗黙の保証はありません。

拡張および修正に協力していただいた、次の方々に感謝します。Ron Ueberschaer、Christoph Keller、Scott Schwartz、Steven List、David W. Sanderson、Goran Bostrom、Michael Gleason、Glenn Kasten、Edin Hodzic、Eric J Bivona、Kai Uwe Rommel、Danny Quah、Ulrich Betzler。

この製品には、AT&T により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

ライセンサー：Protego Networks, Inc.

ライセンス契約

このライセンス契約（以下「本契約」）には、ライセンサーがユーザ（以下「ライセンシー」）に（以下に定義する）構築素材を開発する非独占的なライセンスを供与するための条件が規定されています。本契約の内容を、よくお読みください。

第1条 表明

1.1. ライセンシーは、以下を表明し、保証します。

(a) ライセンシーが組織の場合、または本契約の同意者と異なる個人の場合、ライセンシーの代わりに本契約に同意する人物は、法的に認められた代表者で、ライセンシーの代わりに本契約に同意する正当な権限があり、ライセンシーに本契約の条件に従わせる義務があること、(b) ライセンシーは、本契約の全内容を読み、完全に理解したこと、(c) ライセンシーの構築素材は、オリジナルなものであるか、または本契約の条件と矛盾するライセンスに基づくソフトウェアが含まれていないこと。

第2条 定義

2.1. 「AT&T ソース コード契約」とは、<http://www.research.att.com/sw/tools/graphviz/license/source.html> の URL のインターネット Web サイトに掲載されている契約、またはライセンシーに LICENSE.txt というコンピュータ ファイルが提供されている場合には、当該ファイルに収録されている契約を意味します。

2.2. 「AT&T ソース コードリリース」とは、<http://www.research.att.com/sw/tools/graphviz> の URL のインターネット Web サイトからライセンスに基づいて取得できる AT&T 所有のコンピュータ ファイル、またはライセンシーにソース コードが含まれた `graphviz-*.*` または `gviz-*.*` というコンピュータ ファイルが提供されている場合には、当該ファイルを開くことにより取得できる AT&T 所有のコンピュータ ファイルを意味します。

2.3. 「構築素材」とは、本契約に基づいてライセンサーからライセンシーに提供されるコンパイル スクリプト、パッチ ファイル、およびその他のソース コード ファイル（ある場合）を意味します。構築素材には、AT&T 独自のソフトウェアまたは他の情報が含まれています。ライセンシーが、(a)

最初に AT&T ソース コード契約に同意せず、(b) かかる契約の条件に従わずに、本契約の第 3.1 項で供与される権利を行使した場合、AT&T が所有または管理している IPR（およびライセンシーがパッチを使用した場合には、ライセンス）の侵害または不正使用とみなされることがあります。

2.4. 「IPR（知的所有権）」とは、世界のあらゆる地域で知的所有権法により保護されるすべての権利を意味します。特許、著作権、および企業秘密の法律により保護される権利が含まれますが、商標の権利は含まれません。

2.5. 「パッチ」とは、AT&T ソース コードリリースに含まれているソフトウェアの全体または一部を変更するソフトウェアを意味します。

2.6. 「ソフトウェア」とは、中央処理装置またはコンピュータ、またはデータまたはテキストを含むコンピュータ ファイルの運用を管理する、ソースまたはオブジェクト コードの命令を意味します。

第 3 条 ライセンシーへの権利の供与

3.1. 本契約の条件に従って、ライセンサーはライセンシーに対し、ライセンサーが所有している、またはライセンス許諾できる構築素材に関連する IPR に基づいて、他者へのサブライセンス供与の権利を含め、次の非独占的ライセンスを供与します。

(a) 任意の製品またはサービスの作成、作成済み、使用、販売、輸入、および

(b) 構築素材の全部または一部の再生、配布、実行、および表示、および構築素材に基づく派生物の作成およびかかる派生物の再生、配布、実行、および表示。

第 4 条 ライセンシーの配布義務

4.1. ライセンシーが本契約のもとにライセンス供与された製品、または第 4.2 (b) 項に基づく必要なソース コードを配布する場合、ライセンシーは受領者と正式な書面による契約を締結するものとし、かかる契約には最小限、本契約の条件が含まれ、本契約に規定された、または本契約の意図とする義務と相反する条項は含まれないものとします。

第 5 条 現状のままの提供 / 責任限定

5.1. 構築素材には、AT&T が独占所有する特定のソフトウェアまたは他の情報（以下「AT&T ソフトウェア」）が含まれています。AT&T ソフトウェアは、ライセンシーに対して「現状のまま」提供されます。ライセンシーは、AT&T ソフトウェアの使用に関して、全責任およびリスクを負います。AT&T は、商品性または特定用途への適合性に関する暗黙の保証、何らかの IPR または商標の権利所有権または権利の非侵害に関する保証、取引、取り扱い順序、パフォーマンスにより生じた問題の保証、または AT&T ソフトウェアが「エラーフリー」であり、ライセンシーの要件を満たすという保証を含みますがこれらに限定されず、あらゆる種類の明示的または暗黙の保証を提供せず、かかる保証を明示的に放棄します。

5.2. いかなる場合にも、AT&T は、(a) (利益の損失、事業妨害、プログラムまたは情報の損失などを含みますが、これらに限定されず) AT&T ソフトウェアの使用または使用不能によって生じたあらゆる偶発的、結果的、または間接的な損害に対して、AT&T または認定代理店にかかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負わず、(b) AT&T ソフトウェアのエラー、欠陥、または他の誤りに起因する損害賠償、または (c) いかなる第三者からの賠償請求に対しても、一切の責任を負いません。

5.3. 一部の州では結果的または偶発的な損害に対する除外または責任限定が許可されていないので、前述の制限が適用されないことがあります。適用法により、本契約に規定する賠償および損害の完全な除外または責任限定が許可されない場合、AT&T の責任は、最大限、法律によって定める範囲に限定されます。

第 6 条 一般条件

6.1. ライセンシーは、AT&T または AT&T の関連会社に対して、AT&T ソース コード リリースに関連するあらゆる IPR または商標権について、権利侵害または不正行為の申し立てを行わないものとします。

6.2. 本契約に基づくライセンシーの権利およびライセンス（ただし、ライセンシーの義務は除く）は、(a) 第 1 条のライセンシーの表明または保証が虚偽または不正確だった場合、(b) ライセンシーがライセンシーに供与された権利およびライセンスの範囲を超えた場合、または (c) ライセンシーが本契約の条件を完全に満たさなかった場合、自動的に終了するものとします。

6.3. AT&T には、AT&T を保護し、AT&T の責任または利益を制限する本契約の条項について、ライセンサーを当事者として参加させずに、独自の名前で、ライセンシーに対して、契約違反の法的措置を強行する権利があります。

6.4. 本契約は、抵触法に関係なく、米国ニューヨーク州の法律に従って管理され、解釈されるものとします。本契約は、いずれかの当事者に対して有利または不利になるような解釈はなされず、本契約の条件に基づいて公平に解釈されるものとします。本契約に関する訴訟または手続きは、米国ニューヨーク州ニューヨーク市でのみ提起され、遂行されるものとします。

この製品には、Independent JPEG Group のソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

このソフトウェアの一部は、Independent JPEG Group の研究に基づいています。このソフトウェアの使用によって予期せぬ結果が生じた場合、使用者が全責任を負うものとします。

この製品には、The Loki Library によって開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 2001 by Andrei Alexandrescu

このコードには、次の書籍が添付されています。

Alexandrescu, Andrei. Modern C++ Design: Generic Programming and Design Patterns Applied. Copyright © 2001. Addison-Wesley.

このソフトウェアは、すべてのコピーに上記の著作権情報を表示し、サポート ドキュメントに上記の著作権情報とこの許可情報の両方を記載することにより、任意の目的で、無償で使用、複製、変更、配布、および販売することができます。

作成者または Addison-Wesley Longman は、いかなる目的に対しても、このソフトウェアの適合性を表明しません。このソフトウェアは「現状のまま」提供され、明示的または暗黙の保証はありません。

この製品にはカーネギー メロン大学によって開発されたソフトウェア、および Regents of the University of California による派生物が含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 1989, 1991, 1992 Carnegie Mellon University and derivative works by the Regents of the University of California Copyright © 1996, 1998-2000

All rights reserved.

このソフトウェアおよび関連ドキュメントは、すべてのコピーに上記の著作権情報を記載し、サポートドキュメントに上記の著作権情報とこの許可情報の両方を記載し、ソフトウェアの配布に関連する広報および公開に CMU および The Regents of the University of California の名前を使用する場合には事前に書面による許可を得ることを条件に、任意の目的で、無償で使用、複製、修正、および配布できます。

CMU および The Regents of the University of California は、商品性および適合性に関するあらゆる暗黙の保証を含め、このソフトウェアに関する一切の保証を放棄します。いかなる場合にも、CMU または The Regents of the University of California は、契約上の訴訟、過失または他の不法行為、またはこのソフトウェアの使用または性能に起因するかどうかに関係なく、使用性、データ、または利益の損失によって生じたあらゆる特殊、間接的、結果的な損害またはその他のあらゆる損害に対して、一切の責任を負いません。

この製品には、Networks Associates Technology, Inc. により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 2001-2002, Networks Associates Technology, Inc. All rights reserved.

変更を加えて、または変更を加えずに、ソース形式またはバイナリ形式での再配布および使用が許可されますが、以下を条件とします。

* ソースコードを再配布する場合には、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。

* バイナリ形式で再配布する場合には、配布時に提供するドキュメントまたは他の資料に、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。

* 事前に書面による許可を得ない限り、このソフトウェアから派生した製品の裏書または宣伝に、Networks Associates Technology, Inc. またはその寄与者の名前を使用することはできません。

このソフトウェアは、著作権保持者および寄与者により「現状のまま」提供され、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証を含みますがこれらに限定されず、明示的または暗黙の保証は一切ありません。いかなる場合にも、著作権保持者またはその寄与者は、(代替品または代替サービスの調達、使用不能、データまたは利益の損失、事業妨害を含みますがこれらに限定されず) このソフトウェアの使用によって発生したあらゆる直接的、間接的、偶発的、特殊、懲罰的、または結果的な損害に対して、その原因および債務関係を問わず、契約、厳格責任、または不法行為(過失その他を含む)に関係なく、かかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

この製品には、Cambridge Broadband Ltd. により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 2001-2002, Cambridge Broadband Ltd. All rights reserved.

変更を加えて、または変更を加えずに、ソース形式またはバイナリ形式での再配布および使用が許可されますが、以下を条件とします。

* ソースコードを再配布する場合には、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。

* バイナリ形式で再配布する場合には、配布時に提供するドキュメントおよび/または他の資料に、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。

* 事前に書面による許可を得ない限り、このソフトウェアから派生した製品の裏書または宣伝に、Cambridge Broadband Ltd. の名前を使用することはできません。

このソフトウェアは、著作権保持者により「現状のまま」提供され、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証を含みますがこれらに限定されず、明示的または暗黙の保証は一切ありません。いかなる場合にも、著作権保持者は、(代替品または代替サービスの調達、使用不能、データまたは利益の損失、事業妨害を含みますがこれらに限定されず) このソフトウェアの使用によって発生したあらゆる直接的、間接的、偶発的、特殊、懲罰的、または結果的な損害に対して、その原因および債務関係を問わず、契約、厳格責任、または不法行為(過失その他を含む)に関係なく、かかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

この製品には、OpenSSL Project により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

Copyright © 1998-2003 The OpenSSL Project. All rights reserved.

バイナリ形式で再配布する場合には、配布時に提供するドキュメントおよび / または他の資料に、上記の著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。このソフトウェアの機能または使用を記載する広告にはすべて、次の通知を表示する必要があります: この製品には、OpenSSL Toolkit で使用する OpenSSL Project により開発されたソフトウェアが含まれています (<http://www.openssl.org/>)。事前に書面による許可を得ずに、このソフトウェアから派生した製品の裏書または宣伝に、「OpenSSL Toolkit」および「OpenSSL Project」の名前を使用することはできません。書面による許可を得るには、openssl-core@openssl.org に連絡してください。OpenSSL Project から事前に書面による許可を得ない限り、このソフトウェアから派生した製品を OpenSSL と呼んだり、名前に OpenSSL を表示することはできません。再配布する場合には、いかなる形式であっても、次の通知を添付する必要があります: この製品には、OpenSSL Toolkit で使用する OpenSSL Project により開発されたソフトウェアが含まれています (<http://www.openssl.org/>)。このソフトウェアは、OpenSSL Project により「現状のまま」提供され、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証を含みますがこれらに限定されず、明示的または暗黙の保証は一切ありません。いかなる場合にも、OpenSSL Project またはその寄与者は、(代替品または代替サービスの調達、使用不能、データまたは利益の損失、事業妨害を含みますがこれらに限定されず) このソフトウェアの使用によって発生したあらゆる直接的、間接的、偶発的、特殊、懲罰的、または結果的な損害に対して、その原因および債務関係を問わず、契約、厳格責任、または不法行為(過失その他を含む)に関係なく、かかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

この製品には、Eric Young により記述された暗号ソフトウェアが含まれています (eay@cryptsoft.com)。この製品には、Tim Hudson により記述されたソフトウェアが含まれています (tjh@cryptsoft.com)。

オリジナル SSLey ライセンス

Copyright © 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com)

All rights reserved.

このパッケージは、Eric Young により記述された SSL インプリメンテーションです (eay@cryptsoft.com)。このインプリメンテーションは、Netscape SSL に適合するように記述されています。

このライブラリは、次の条件に従うことにより、商業用および非商業用として無償で使用できます。次の条件は、SSL コードだけではなく、配布に含まれる RC4、RSA、lhash、DES などの全コードに適用されます。この配布に添付される SSL ドキュメンテーションは、所有者が Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com) であることを除き、同じ著作権情報の対象になります。

著作権は Eric Young に帰属するので、コード内の著作権表記を削除することはできません。

このパッケージを製品に使用する場合には、使用したライブラリの一部の作成者として、Eric Young の名前を表記する必要があります。この情報は、プログラムの起動時、またはパッケージに付属のドキュメント(オンラインまたはテキスト)に、テキストメッセージとして表示します。

変更を加えて、または変更を加えずに、ソース形式またはバイナリ形式での再配布および使用が許可されますが、以下を条件とします。

1. ソース コードを再配布する場合には、著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。
2. バイナリ形式で再配布する場合には、配布時に提供するドキュメントおよび/または他の資料に、著作権情報、この条件項目、および下記の免責条項を含める必要があります。
3. このソフトウェアの機能または使用を記載する広告にはすべて、次の通知を表示する必要があります: 「この製品には、Eric Young により記述された暗号ソフトウェアが含まれています (eay@cryptsoft.com)」。「暗号」という言葉は、使用したライブラリのルーチンが暗号と無関係である場合には省略できます。
4. apps ディレクトリ (アプリケーション コード) から Windows 特定コード (またはその派生コード) を含める場合には、次の通知を表示する必要があります。

「この製品には、Tim Hudson により記述されたソフトウェアが含まれています (tjh@cryptsoft.com)」

このソフトウェアは、Eric Young により「現状のまま」提供され、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証を含みますがこれらに限定されず、明示的または暗黙の保証は一切ありません。いかなる場合にも、作成者または寄与者は、(代替品または代替サービスの調達、使用不能、データまたは利益の損失、事業妨害を含みますがこれらに限定されず) このソフトウェアの使用によって発生したあらゆる直接的、間接的、偶発的、特殊、懲罰的、または結果的な損害に対して、その原因および債務関係を問わず、契約、厳格責任、または不法行為 (過失その他を含む) に関係なく、かかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

このコードの公開バージョンまたは派生物のライセンスおよび配布条件は、変更できません。すなわち、このコードを単純にコピーして他の配布ライセンスに含めることはできません (GNU 公衆使用許諾を含む)。

この製品には、Jean-loup Gailly および Mark Adler によるソフトウェア (zlib.h -- .zlib 汎用圧縮ライブラリのインターフェイス) が含まれています。Copyright © 1995-1998. Jean-loup Gailly and Mark Adler.

この製品には、Oracle Corporation (以下「オラクル」) により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

1. 当該ソフトウェアは、製品の範囲内および使用者の事業用のみの使用が許可されます。
2. コンピュータの故障など、一時的な移転を除き、当該ソフトウェアを移転することはできません。
3. 当該ソフトウェアおよび/または当該ソフトウェアに関して発注したサービスまたはその利益を他の個人または組織に譲渡、供与、または移転することはできません (当該ソフトウェアおよび/または当該サービスに動産担保権を供与する場合、担保権者には当該ソフトウェアおよび/または当該サービスを使用または移転する権利はありません)。
4. 当該ソフトウェアを時間単位、サービス事業所、会員サービス、またはレンタルで使用することはできません。
5. 使用者は、当該ソフトウェアの権利所有権が使用者またはいかなる第三者にも供与されていないことに同意します。
6. 使用者は、当該ソフトウェアのリバース エンジニアリング (相互運用性のために法律により要求された場合を除く)、逆アセンブル、またはデコンパイルを行わず、ライセンス対象の使用に必要な数量および各ソフトウェア メディアの単一コピーを除き、当該ソフトウェアを複製しないことに同意します。

7. 法律により許可される最大限の範囲で、オラクルは、当該ソフトウェアの使用に起因する直接的、間接的、偶発的、または結果的ないかなる損害に対しても、一切の責任を放棄します。
8. 使用者は、製品のライセンス契約の終了時に、当該ソフトウェアおよび関連ドキュメントの全コピーの使用を中止し、廃棄するか、Protego Networks に返却するものとします。
9. 当該ソフトウェアでベンチマーク テストを実施した場合、いかなる結果も公開することはできません。
10. 使用者は、当該ソフトウェアまたは当該ソフトウェアに直接関連する製品が、直接的または間接的に適用法に違反して輸出されないように、米国のすべての関連する輸出規制および他の適用される輸出入の法律を完全に遵守するものとします。
11. 当該ソフトウェアには、制限されたライセンスが適用され、製品と連結した使用だけが許可されます。当該ソフトウェアの変更は許可されていません。
12. 本契約には、オラクルに何らかの義務の実行または法的責任を要求する項目はありません。
13. 使用者は、Protego Networks が使用者の当該ソフトウェアの使用状況を監査し、かかる使用をオラクルに報告すること、または Protego Networks が使用者の使用状況を監査する権利をオラクルに譲渡することに同意します。
14. オラクルは、製品に関する使用者のライセンス契約の第三者受託者です。
15. 製品に関する使用者のライセンス契約には、Uniform Computer Information Transactions Act (統一コンピュータ情報取引法) は適用されません。
16. 使用者は、エージェントまたは請負業者に、使用者の製品のライセンス契約に規定された目的のために、かかる契約の条件に従って、当該ソフトウェアを使用することを許可できます。

この製品には、Opage Solutions により開発されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件が適用されます。

QuickPage ソフトウェアのエンド ユーザ ライセンス契約

供与

本契約の条件に基づいて、Opage Solutions (以下「作成者」) は、本契約のもとに、ユーザに対して、作成者が所有するソフトウェア製品および関連ドキュメント (以下「ソフトウェア」) を、本契約の条件に従って無償で使用する非独占的なライセンスを供与します。ユーザには、ソフトウェアの使用に関して、サポートまたは電話による支援を提供する権利はありません。

ソフトウェアおよびドキュメント

作成者はユーザに対して、ソフトウェアをソース コード形式で提供するものとします。このライセンスはユーザに対して、ソフトウェアおよびドキュメントのいかなる拡張または更新の権利をも供与しません。

使用上の制限

ユーザは、次の条件に従って、ソフトウェアをソース コードまたはオブジェクト コード形式で使用、複製、および変更できます。

- ソフトウェアを変更した場合、変更を含むすべてのソフトウェアについて、変更した製品またはドキュメントに (i) 変更されていること、(ii) 変更を行った人物または組織の名称、および (iii) 変更した日付を明記する必要があります。
- ユーザが作成したソフトウェアの各コピーは、本契約に従っているものとし、ユーザに最初に提供されたソフトウェアに含まれていた著作権、商標、および他の所有権に関する作成者のすべての通知を含める必要があります。

- ソフトウェアは、第三者が本契約のコピーを受領し、本契約のすべての条件に拘束されることに同意しない限り、いかなる第三者にも譲渡できません。
- ソフトウェアまたはソフトウェアの変更または派生物は、事前に作成者から書面による許可を得ない限り、他のライセンス契約に基づいて第三者に譲渡することはできません。

権利所有権

ソフトウェアに関する権利所有権、所有権、および知的所有権は、作成者が保持するものとします。ソフトウェアは、米国の著作権法および国際著作権法によって保護されています。

コンテンツ

ソフトウェアを使用してアクセスするコンテンツの権利所有権、所有権、および知的所有権は、該当するコンテンツ所有者の所有物であり、適用される著作権法または他の法律によって保護されています。このライセンスはユーザに対して、当該コンテンツに関する権利を供与しません。

保証の放棄

ソフトウェアは無償で提供されるので、ソフトウェアは「現状のまま」提供され、商品性、特定用途への適合性、および権利の非侵害に関する保証が含まれますがこれらに限定されず、一切の保証はありません。ソフトウェアの品質およびパフォーマンスに関する全リスクは、ユーザの責任になります。万一、ソフトウェアに欠陥があることが判明した場合、すべてのサービスおよび修理の費用は、作成者ではなくユーザが負担するものとします。この保証の放棄は、本契約の主要事項に含まれます。

責任限定

いかなる状況であれ、いかなる法理論、不法行為、契約、その他のもとにおいても、Opage Solutions または Opage Solutions のサプライヤ、リセラー、またはライセンシーは、ユーザまたは他のいかなる人物に対しても、信用の損失、業務停止、コンピュータ障害または異常、またはあらゆる他の商業的損害または損失が含まれますがこれらに限定されず、あらゆる種類の直接的、間接的、特殊、偶発的、または結果的な損害に対して、Opage Solutions にかかる損害の可能性が通知されていたとしても、または他の当事者から賠償請求されたとしても、一切の責任を負いません。

輸出規制

ユーザは、すべての米国の法律および他の適用される法規制に完全に従わない限り、ソフトウェアまたはソフトウェアに基づく情報または技術を、ダウンロードまたは他の方法で輸出または再輸出することはできません。ソフトウェアをダウンロードまたは使用することにより、ユーザは前述の条件に同意したとみなされます。

終了

本契約は、ユーザが本契約の条件に従わなかった場合、自動的に終了します。この場合、ユーザはただちにソフトウェアの使用を中止し、ソフトウェアの全コピーを 10 日以内に作成者に返却するか、廃棄するものとします。ユーザは、ソフトウェアおよびソフトウェアの全コピーを廃棄することにより、いつでも本契約を終了できます。

その他の条件

本契約は、このライセンスに関する両当事者間の完全かつ唯一の同意文書です。本契約は、両当事者により作成された書面によってのみ変更できます。本契約の何らかの条件が、何らかの理由により施行不能になった場合には、かかる条件は施行可能に必要な範囲に限り修正されるものとし、かかる決定は (i) 他の状況のもとでの当該条件、または (ii) あらゆる条件のもとでの本契約の他の条件、の有効性には影響しないものとします。表題は、本契約の解釈の一部とはみなされません。本契約は、連邦法が適用される場合を除き、米国カリフォルニア州の法律に基づいて管理され、解釈されるものとします。本契約は、United Nations Convention of Contracts for the International Sale of Goods (国際物品売買契約に関する国連条約) によって管理されることはなく、かかる条約の適用は本契約のもとに明示的に除外されます。

この製品には、GNU General Public License (GPL; 一般公衆使用許諾) によりライセンス許諾されたソフトウェアが含まれています。このソフトウェアに関しては、次の条件だけが適用されます。

プログラムは無償でライセンス許諾されているので、適用法により許可される範囲で、プログラムには保証はありません。書面により他に記述されている場合を除き、著作権所有者および/または他の当事者は、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証が含まれますがこれらに限定されず、一切の保証を適用せずに、プログラムを「現状のまま」提供します。プログラムの品質およびパフォーマンスに関するリスクはすべて、ユーザの責任になります。万一、プログラムに欠陥があった場合には、すべての必要なサービス、修繕、または修正の費用をユーザが負担するものとします。

ユーザまたは第三者は、Protego Networks, 995 Stewart Drive, Sunnyvale, California 94085, ATTN: Machine-Readable Source Code に書面で要求することにより、Protego Networks から最小限の費用にて、GNU GPL によりライセンス許諾されたソフトウェアの完全なマシン可読ソースコードを入手できます。

次に、GNU GPL の契約内容を示します。

GNU General Public License (一般公衆使用許諾)

バージョン 2、1991 年 6 月

Copyright © 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc.

59 Temple Place - Suite 330, Boston, MA 02111-1307, USA

このライセンス文書は、逐語的な複製の作成および配布は許可されていますが、内容の変更は許可されていません。

はじめに

ソフトウェアのライセンスは通常、ソフトウェアの共有および変更を制限することを目的としています。これに対し、GNU GPL は、すべてのユーザがソフトウェアを自由に使用できるように、フリーソフトウェアの共有および変更の自由を保証することを目的としています。この GPL は、Free Software Foundation (フリーソフトウェア財団) のほとんどのソフトウェア、および作成者がこの契約書の適用を表明している任意の他のプログラムに適用されます (その他の一部のフリーソフトウェア財団のソフトウェアには、この契約書ではなく、GNU Library GPL [ライブラリー一般公衆使用許諾] が適用されています)。ユーザは、自分で作成したプログラムに本ライセンスを適用することもできます。

フリーソフトウェアという用語は本来、無償という意味ではなく、自由を意味します。フリーソフトウェア財団の GPL は、ユーザに対して、フリーソフトウェアの複製を自由に配布できること (および当該配布について任意に課金できること)、ソースコードを受領または任意に取得できること、ソフトウェアまたはその一部を変更して新規のフリープログラムを作成できることを保証し、ユーザに当該行為が可能であることを認識させることを目的としています。

ユーザの権利を保護するためには、あらゆる人物に対して、ユーザの権利を拒否する行為、またはユーザに権利を放棄させる行為を禁止する制約が必要です。これらの制約は、ユーザがソフトウェアの複製を配布、またはソフトウェアを変更する場合、当該ユーザに特定の責任を課すこととなります。

たとえば、ユーザが当該プログラムの複製を配布する場合、無償または有償に関係なく、ユーザは自分が所有する全権利を受領者に供与する必要があります。受領者もまた、ソースコードを受け取る、または取得できる権利が保証されなければなりません。また、ユーザは本条件を受領者に開示し、かかる権利があることを通知する必要があります。

当財団では、ユーザの権利を2段階で保護しています。(1) ソフトウェアの著作権保護、および(2) ソフトウェアの複製、配布、変更を合法的に許可する本ライセンスの提供です。

また、各作成者および当財団を保護するには、このフリーソフトウェアに一切の保証がないことを、すべての人に理解してもらう必要があります。ソフトウェアが修正されて配布された場合、他者による変更によって発生した問題がオリジナルの作成者の評価を損なわないように、受領者に、そのソフトウェアがオリジナルではないことを通知すべきです。

さらに、すべてのフリープログラムは常に、ソフトウェア特許の脅威にさらされています。フリープログラムの再配布者が個人的に特許ライセンスを取得し、その結果、プログラムに占有権が発生することは避けなければなりません。これを防ぐために、当財団では、いかなる特許も、すべての人が自由に使用できるようにライセンス許諾する必要があること、それ以外の特許は認められないことを明確に提示しています。

複製、配布、および修正に関する詳細な条件は、次のとおりです。

複製、配布、および修正に関する条件

0. 本ライセンスは、著作権所有者が GPL の条件に基づいて配布できることを宣言した通告を含む、すべてのプログラムまたは他の著作物に適用されます。以下、「プログラム」とは当該プログラムまたは著作物を意味し、「プログラムに基づく著作物」とは、プログラム、または著作権法に基づくすべての派生著作物を意味します。つまり、逐語的な、または修正した、または他言語に翻訳したプログラムまたはその一部を含む著作物です(以下、翻訳は、制限なしに「修正」という用語に含まれるものとします)。「ユーザ」は、ライセンス取得者を意味します。

複製、配布、および修正以外の行為は、本ライセンスの範囲外なので言及していません。プログラムを実行する行為は制限されていません。プログラムの出力は、(プログラムの実行により生成されたこととは無関係に)その内容にプログラムに基づく著作物が含まれている場合に限り、対象になります。対象になるかどうかは、プログラムの実行内容によって異なります。

1. ユーザは、受領したプログラムのソースコードの逐語的複製を任意の媒体により作成および配布できますが、各複製に適切な著作権情報および保証の放棄を明確かつ適正に表示し、本ライセンスおよび無保証を示す全通知を完全に保持し、プログラムのすべての受領者にプログラムと一緒に本ライセンスの複製を配布することを条件とします。

ユーザは、複製の配布という物理的な行為に対して課金することができ、任意に、料金と引き換えに保証を提供できます。

2. ユーザは、プログラムまたはプログラムの一部の複製を修正し、プログラムに基づく著作物を作成し、修正した内容または前述の第1項の条件に基づく著作物を複製および配布できますが、以下のすべての条件を満たす必要があります。

a) 修正したファイルに、ファイルを変更した事実および変更の日付を示す明確な通知を添付する必要があります。

b) プログラムまたはその一部から派生した著作物を、全体または一部として配布または公開する場合、かかる著作物全体に対して、いかなる第三者にも課金することなく、本ライセンスの条件に基づくライセンスを適用する必要があります。

c) 修正したプログラムが、実行時に対話形式でコマンドを読み込む場合には、かかる対話形式の最も一般的な方法での起動時に、適切な著作権情報および無保証の通知(または、ユーザが保証を適用することを示す通知)、本ライセンスの条件に基づいてプログラムを再配布できること、および本ライセンスの表示方法を含む告示を出力または表示する必要があります。(例外: プログラム本体が対話形式で、かつ通常の操作でかかる告示が出力されない場合、プログラムに基づく著作物に告示を出力する必要はありません。)

これらの条件は、修正した著作物全体に適用されます。著作物の識別可能なセクションが、プログラムから派生したものではなく、個別の独立した著作物であると妥当に考えられる場合には、個別の著作物として配布すれば、当該セクションには本ライセンスおよび本ライセンスの条件は適用されません。ただし、当該セクションをプログラムに基づく著作物の一部として配布する場合には、配布する全内容が本ライセンスの対象になるので、他のライセンス取得者への許可は、作成者が誰であるかに関係なく、著作物のあらゆる部分を含めた全体に対して適用されます。

本項は、ユーザが完全に記述した著作物に対して権利を主張できること、または異議申し立てができることを示すのではなく、プログラムに基づく派生的または集約的な著作物を管理する権利を行使できることを示しています。

また、プログラムから派生したものではない他の著作物を、プログラム（またはプログラムに基づく著作物）と同じストレージ ボリュームまたは配布媒体に収めても、他の著作物が本ライセンスの対象になることはありません。

3. ユーザは、前述の第1項および第2項の条件に基づいて、プログラム（または第2項のプログラムに基づく著作物）をオブジェクト コードまたは実行可能形式で複製および配布できますが、以下のいずれかに準拠することを条件とします。

- a) 前述の第1項および第2項の条件に基づいて配布する必要がある、コンピュータで解読可能な対応する完全なソース コードを、ソフトウェアの交換に慣例的に使用される媒体で添付する。または、
- b) 前述の第1項および第2項の条件に基づいて配布される、コンピュータで解読可能な対応する完全なソース コードを、ソフトウェアの交換に慣例的に使用される媒体により、ソース コード配布の物理的な実行に要した費用未満の料金で、あらゆる第三者に提供するという、最低3年間有効な書面による申し出を添付する。または、
- c) 受領した、対応するソース コードを配布するという申し出の情報を添付する（この方法は、非営利的な配布に限定され、プログラムのオブジェクト コードまたは実行可能形式を、前述の副項 b) に基づく申し出と共に受領した場合に限り、許可されます）。

著作物のソース コードは、当該著作物を修正する場合の優先的な形式になります。実行可能な著作物の場合、完全なソース コードとは、著作物に含まれる全モジュールのすべてのソース コード、関連するすべてのインターフェイス定義ファイル、および実行ファイルのコンパイルおよびインストールを制御するスクリプトを意味します。ただし、特殊な例外として、配布するソース コードには、通常、実行ファイルを実行するオペレーティング システムの主要コンポーネント（コンパイラ、カーネルなど）と一緒に（ソースまたはバイナリ形式のいずれかで）配布されるものを含める必要はありません。ただし、コンポーネントそのものに実行ファイルを添付する場合は除きます。

実行ファイルまたはオブジェクト コードを、指定した場所から複製できるようにアクセス先を提供することによって配布する場合には、同じ場所からソース コードを複製できるように同等のアクセス先を提供すれば、第三者がオブジェクト コードと一緒にソース コードを複製しないとしても、ソース コードを配布したとみなされます。

4. 本ライセンスの条件に規定されている方法以外で、プログラムを複製、修正、サブライセンス供与、または配布することはできません。他の方法でのプログラムの複製、修正、サブライセンス供与、または配布の試みは無効となり、本ライセンスに基づくユーザの権利は自動的に終了します。ただし、本ライセンスに基づいてユーザから複製または権利を受領した当事者のライセンスは、かかる当事者が本ライセンスの条件に完全に従っている限り、終了しません。

5. ユーザは、本ライセンスに署名しないので、本ライセンスに同意する必要はありません。ただし、プログラムまたはプログラムの派生著作物の修正または配布をユーザに許可するのは、本ライセンスだけです。ユーザが本ライセンスに同意しない場合、これらの行為は法律により禁止されます。

したがって、プログラム（またはプログラムに基づく著作物）の修正または配布を行うことにより、ユーザは本ライセンスに同意し、プログラムまたはプログラムに基づく著作物の複製、配布、または修正の全条件に同意したとみなされます。

6. プログラム（またはプログラムに基づく著作物）を再配布するごとに、受領者は最初のライセンス許諾者から、本ライセンスの条件に基づいてプログラムを複製、配布、または修正するライセンスを自動的に取得します。受領者が本ライセンスに基づいて供与される権利を行使することについて、ユーザは一切、制約を課すことはできません。ユーザは、第三者が本ライセンスに従うように強制する責任はありません。

7. 裁判所の判決、特許権侵害の申し立て、または（特許の問題に限定されず）他の何らかの理由により、ユーザに対して（裁判所の命令、契約、その他により）本ライセンスの条件と矛盾する条件が課されたとしても、ユーザが本ライセンスの条件に従わないことの釈明にはなりません。本ライセンスに基づく義務および他の関連する義務を同時に満たす方法で配布できない場合、ユーザはプログラムを一切、配布できません。たとえば、特許ライセンスによって、ユーザから直接的または間接的に複製を受領したすべての第三者に対して、著作権料なしでのプログラムの再配布が許可されない場合、かかる条件と本ライセンスの条件の両方を満たすには、プログラムの配布を完全に停止する方法しかありません。

特定の状況において本項の一部が無効または履行不能となったとしても、本項の残りの条件は適用され、他の状況においては本項の全条件が適用されるものとします。

本項の目的は、ユーザに対して、何らかの特許権または他の所有権主張の侵害、またはかかる主張の有効性に対する異議申し立てを誘発することではありません。本項の唯一の目的は、パブリックライセンスの慣習により実現されるフリーソフトウェア配布システムの完全性を保護することです。多数の人々が、このシステムの一貫した継続を信頼して、このシステムにより配布される広範囲のソフトウェアに対して寛大な寄与をしてきました。ソフトウェアを他のシステムで配布するかどうかを決定するのは作成者 / 寄与者であり、ライセンス取得者は、その選択を強制することはできません。

本項は、本ライセンスの他の項目がいかに重要であるかを完全に明確にすることを意図していません。

8. 一部の国において、特許または著作権との関連でプログラムの配布または使用が制限される場合、プログラムに本ライセンスを適用した最初の著作権所有者は、制限される国を除く明示的な地域上の配布制限を追加することにより、制限されない国に限定して配布を許可することができます。この場合、かかる制限は、本ライセンスの本文と同様に、本ライセンスに統合されます。

9. フリーソフトウェア財団は、適宜、GPLの改訂版または新規版を発行することができます。かかる新規版は、方針は現行版と同様ですが、新たな問題または関心事に対応するために詳細が異なることがあります。

各版には、個別のバージョン番号が付けられています。プログラムに、適用される本ライセンスのバージョン番号と「any later version（任意の以降のバージョン）」が指定されている場合、ユーザは適用されるバージョン、またはフリーソフトウェア財団により発行された任意の以降のバージョンのどちらかの条件を選択できます。プログラムに本ライセンスのバージョン番号が指定されていない場合、フリーソフトウェア財団により発行された任意のバージョンを選択できます。

10. プログラムの一部を、配布条件が異なる他のフリープログラムに統合したい場合には、書面により作成者に許可を求めてください。フリーソフトウェア財団により著作権保護されているソフトウェアに関しては、フリーソフトウェア財団に問い合わせてください。例外が認められることがあります。当財団の決定は、フリーソフトウェアのあらゆる派生物のフリーステータスを保全する、およびソフトウェアの共有および再利用を幅広く促進するという、2つの目的に基づいています。

無保証

11. プログラムは無償でライセンス許諾されているので、適用法により許可される範囲で、プログラムには保証はありません。書面により他に記述されている場合を除き、著作権所有者および他の当事者は、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証が含まれますが、これらに限定されず、一切の保証を適用せずに、プログラムを「現状のまま」提供します。プログラムの品質およびパフォーマンスに関するリスクはすべて、ユーザの責任になります。万一、プログラムに欠陥があった場合には、すべての必要なサービス、修繕、または修正の費用をユーザが負担するものとします。

12. 適用法により要求された場合、または書面により同意された場合を除き、いかなる場合にも、すべての著作権所有者または前述の条件に従ってプログラムを修正または再配布できる他の当事者は、プログラムの使用または使用不能により生じた一般的、特殊、付随的、または間接的な損害（データ損失、不正確なデータ、ユーザまたは第三者の持続的な損失、またはプログラムと他のプログラムとの相互運用障害を含みますが、これらに限定されません）を含むユーザの損害に対して、当該所有者または他の当事者にかかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

条件は以上です。

次に、GNU Lesser General Public License（劣等 GPL）の契約内容を示します。

GNU Lesser General Public License（劣等 GPL）

バージョン 2.1 1999 年 2 月

Copyright © 1991, 1999 Free Software Foundation, Inc.

59 Temple Place - Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

このライセンス文書は、逐語的な複製の作成および配布は許可されていますが、内容の変更は許可されていません。

「これは、劣等 GPL の初回バージョンです。GNU Library Public License（ライブラリ公衆使用許諾）バージョン 2 の後継版となるので、バージョン番号は 2.1 となっています。」

はじめに

ソフトウェアのライセンスは通常、ソフトウェアの共有および変更を制限することを目的としています。これに対し、GNU GPL は、すべてのユーザがソフトウェアを自由に使用できるように、フリーソフトウェアの共有および変更の自由を保証することを目的としています。

劣等 GPL は、フリーソフトウェア財団および本ライセンスの適用を希望する他の作成者により特殊設計された一部のソフトウェア パッケージ（一般的にはライブラリ）に適用されます。ユーザも本ライセンスを使用できますが、以下の説明に基づいて、特定の状況において、劣等 GPL または標準 GPL のどちらがより有効であるかを慎重に検討することを推奨します。

フリーソフトウェアという用語は本来、無償という意味ではなく、自由を意味します。フリーソフトウェア財団の GPL は、ユーザに対して、フリーソフトウェアの複製を自由に配布できること（および当該配布について任意に課金できること）、ソースコードを受領または任意に取得できること、ソフトウェアまたはその一部を変更して新規のフリープログラムを作成できることを保証し、ユーザに当該行為が可能であることを認識させることを目的としています。

ユーザの権利を保護するためには、配布者に対して、ユーザの権利を拒否する行為、またはユーザに権利を放棄させる行為を禁止する制約が必要です。これらの制約は、ユーザがライブラリの複製を配布、またはライブラリを変更する場合、当該ユーザに特定の責任を課すこととなります。

たとえば、ユーザがライブラリの複製を配布する場合、無償または有償に関係なく、ユーザは自分が所有する全権利を受領者に供与する必要があります。受領者もまた、ソースコードを受け取る、または取得できる権利が保証されなければなりません。ライブラリに他のコードをリンクする場合

には、受領者がライブラリを変更して再コンパイルしたあと、ライブラリに再リンクできるように、受領者に完全なオブジェクト ファイルを提供する必要があります。また、ユーザは本条件を受領者に開示し、かかる権利があることを通知する必要があります。

当財団では、ユーザの権利を2段階で保護しています。(1) ライブラリの著作権保護、および(2) ライブラリの複製、配布、変更を合法的に許可する本ライセンスの提供です。

各配布者を保護するために、当財団ではフリー ライブラリには一切の保証がないことを明確にしています。また、ライブラリが他者によって修正されて配布された場合、他者による変更により生じた問題によってオリジナルの作成者の評価が損なわれないように、受領者に当該ライブラリがオリジナルではないことを通知すべきです。

さらに、すべてのフリー プログラムは常に、ソフトウェア特許の脅威にさらされています。企業が、特許保持者から制約的なライセンスを取得することにより、フリー プログラムのユーザを実質的に制限するような状況は、阻止しなければなりません。したがって、当財団では、ライブラリのバージョンで取得するいかなる特許ライセンスをも、本ライセンスで規定する完全な使用の自由を妨げてはならないことを主張しています。

ライブラリを含むほとんどの GNU ソフトウェアは、GNU GPL によって保護されています。GNU 劣等 GPL は、特定の指定されたライブラリに適用されるもので、通常の GPL とは全く異なります。本ライセンスは、非フリー プログラムへのリンクを許可することを目的とし、特定のライブラリを対象にしています。

プログラムをライブラリにリンクする場合、スタティックなリンクか共有ライブラリを使用するかに関係なく、両者を組み合わせたものは、法的には結合著作物となり、オリジナル ライブラリの派生著作物になります。標準 GPL では、結合著作物自体が GPL の自由な使用の条件を満たす場合に限り、かかるリンクが許可されます。劣等 GPL では、より柔軟な条件で、ライブラリに他のコードをリンクできます。

本ライセンスが「劣等」GPL と呼ばれているのは、標準 GPL に比べて、ユーザの自由を保護する基準が低いからです。また、他のフリー ソフトウェア開発者にとって、非フリー プログラムに対抗する利点が少なくなります。これらの理由から、当財団では、ほとんどのライブラリに標準 GPL を適用しています。ただし、特定の状況においては、劣等 GPL のほうが有利になります。

たとえば、稀な状況として、特定のライブラリをデファクト スタンダードとするために、できる限り広範に促進する必要があるとします。この場合、非フリー プログラムによるライブラリの使用を許可する必要があります。より一般的な例では、フリー ライブラリが、広く普及している非フリー ライブラリと同じジョブを実行するケースです。この場合には、フリー ライブラリをフリー ソフトウェアだけに制限してもほとんど意味がないので、劣等 GPL を適用します。

また、非フリー プログラムで特定のライブラリの使用を許可することによって、より多くの人々が主要なフリー ソフトウェアを使用できる状況になることもあります。たとえば、非フリー プログラムで GNU C ライブラリの使用を許可すれば、より多くの人々が GNU オペレーティング システム、およびバリエーションである GNU/Linux オペレーティング システムを使用するようになります。

劣等 GPL では、ユーザの自由に対する保護レベルは低くなりますが、ライブラリをリンクするプログラムのユーザに対しては、ライブラリの修正版を使用したプログラムを実行する自由と手段が提供されます。

複製、配布、および修正に関する詳細な条件は、次のとおりです。「ライブラリに基づく著作物」と「ライブラリを使用する著作物」との相違に注意してください。前者には、ライブラリから派生したコードが含まれています。後者は、実行するためにライブラリと結合する必要がある著作物です。

複製、配布、および修正に関する条件

0. このライセンス契約は、著作権保持者または他の権限ある当事者によって、劣等 GPL（以下「本ライセンス」）の条件のもとに配布できることを宣言した通知を含む任意のソフトウェア ライブラリまたは他のプログラムに適用されます。「ユーザ」は、ライセンス取得者を意味します。

「ライブラリ」とは、実行可能ファイルを生成するために、（提供された機能およびデータの一部を使用する）アプリケーションプログラムに容易にリンクできるように準備されたソフトウェア機能またはデータの集合です。

以下、「ライブラリ」は、本ライセンスの条件に従って配布された、すべての当該ソフトウェア ライブラリまたは著作物を意味します。「ライブラリに基づく著作物」とは、著作権法により保護されたライブラリまたは任意の派生著作物のいずれかです。つまり、逐語的な、または修正した、または他言語に翻訳したライブラリまたはその一部を含む著作物です（以下、翻訳は、制限なしに「修正」という用語に含まれるものとします）。

著作物の「ソース コード」は、当該著作物を修正する場合の優先的な形式になります。ライブラリの場合、完全なソース コードとは、ライブラリに含まれる全モジュールのすべてのソース コード、関連するすべてのインターフェイス定義ファイル、およびライブラリのコンパイルおよびインストールを制御するスクリプトを意味します。

複製、配布、および修正以外の行為は、本ライセンスの範囲外なので言及していません。ライブラリを使用するプログラムを実行する行為は制限されていません。かかるプログラムの出力は、（記述時にツールとしてライブラリを使用したかどうかに関係なく）その内容にライブラリに基づく著作物が含まれている場合に限り、対象になります。対象になるかどうかは、ライブラリの実行内容およびライブラリを使用するプログラムの実行内容によって異なります。

1. ユーザは、受領したライブラリの完全なソース コードの逐語的複製を任意の媒体により作成および配布できますが、各複製に適切な著作権情報および保証の放棄を明確かつ適正に表示し、本ライセンスおよび無保証を示す全通知を完全に保持し、ライブラリと一緒に本ライセンスの複製を配布することを条件とします。

ユーザは、複製の配布という物理的な行為に対して課金することができ、任意に、料金と引き換えに保証を提供できます。

2. ユーザは、ライブラリまたはライブラリの一部の複製を修正し、ライブラリに基づく著作物を作成し、修正した内容または前述の第 1 項の条件に基づく著作物を複製および配布できますが、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- a) 修正した著作物そのものが、ソフトウェア ライブラリである必要があります。
- b) 修正したファイルに、ファイルを変更した事実および変更の日付を示す明確な通知を添付する必要があります。
- c) 本ライセンスの条件に基づいて、すべての第三者に対して、著作物全体の使用を無償で許諾する必要があります。
- d) 修正したライブラリの機能が、かかる機能の起動時に渡される引数以外に、かかる機能を使用するアプリケーション プログラムの関数またはデータ テーブルを参照する場合には、かかる関数またはテーブルがアプリケーションによって提供されない場合でも、かかる機能が正常に実行され、本来の用途を十分に満たせるように誠実に努力する必要があります。

（たとえば、平方根を計算するライブラリの関数には、アプリケーションとは無関係に、完全に定義された用途があります。したがって、第 2d 項の条件を満たすには、この関数が使用するアプリケーション提供の関数またはテーブルは任意でなければなりません。つまり、アプリケーションにより関数が提供されなくても、平方根関数は平方根を計算する必要があります。）

これらの条件は、修正した著作物全体に適用されます。著作物の識別可能なセクションが、ライブラリから派生したものではなく、個別の独立した著作物であると妥当に考えられる場合には、個別の著作物として配布すれば、当該セクションには本ライセンスおよび本ライセンスの条件は適用されません。ただし、当該セクションをライブラリに基づく著作物の一部として配布する場合には、配布する全内容が本ライセンスの対象になるので、他のライセンス取得者への許可は、作成者が誰であるかに関係なく、著作物のあらゆる部分を含めた全体に対して適用されます。

本項は、ユーザがすべて記述した著作物に対して権利を主張できること、または異議申し立てができることを示すのではなく、ライブラリに基づく派生的または集約的な著作物を管理する権利を行使できることを示しています。

また、ライブラリから派生したものではない他の著作物を、ライブラリ（またはライブラリに基づく著作物）と同じストレージ ボリュームまたは配布媒体に収めても、他の著作物が本ライセンスの対象になることはありません。

3. ライブラリの特定の複製に対して、本ライセンスではなく標準 GNU GPL の条件を適用することができます。この場合、本ライセンスではなく標準 GNU GPL バージョン 2 が適用されるように、本ライセンスに関連するすべての通知を変更する必要があります（標準 GNU GPL バージョン 2 よりも新しいバージョンが発行されている場合には、任意に新バージョンを指定できます）。これらの通知には、変更を加えないでください。

特定の複製のライセンスを変更した場合、その複製のライセンスを劣等 GPL に戻すことはできません。したがって、かかる複製に関しては、以降のすべての複製および派生物に標準 GNU GPL が適用されます。

この方法は、ライブラリのコードの一部を、ライブラリではないプログラムに複製する場合に効果的です。

4. ライブラリ（第 2 項に基づくライブラリの一部または派生物）は、前述の第 1 項および第 2 項の条件に基づいて、オブジェクト コードまたは実行可能形式で複製および配布できますが、前述の第 1 項および第 2 項の条件に基づいて配布する必要がある、コンピュータで解読可能な対応する完全なソース コードを、ソフトウェアの交換に慣例的に使用される媒体で添付することを条件とします。

実行ファイルまたはオブジェクト コードを、指定した場所から複製できるようにアクセス先を提供することによって配布する場合には、同じ場所からソース コードを複製できるように同等のアクセス先を提供すれば、第三者がオブジェクト コードと一緒にソース コードを複製しないとしても、ソース コードを配布する要件を満たしたことになります。

5. ライブラリの一部の派生物が含まれていなくても、コンパイルまたはリンクによってライブラリと併用するように設計されているプログラムを、「ライブラリを使用する著作物」と呼びます。かかる著作物は、それ自体はライブラリの派生著作物ではないので、本ライセンスの範囲には含まれません。

ただし、「ライブラリを使用する著作物」をライブラリとリンクすることより作成される実行可能ファイルは、（ライブラリの一部が含まれるので）「ライブラリを使用する著作物」ではなく、ライブラリの派生著作物になります。したがって、実行可能ファイルは本ライセンスの対象になります。第 6 項に、かかる実行可能ファイルの配布条件を示します。

「ライブラリを使用する著作物」がライブラリの一部であるヘッダー ファイルの素材を使用している場合、かかる著作物のオブジェクト コードは、ソース コードがそうでなくても、ライブラリの派生著作物となることがあります。対象になるかどうかは、かかる著作物をライブラリを使用せずにリンクできる場合、または著作物そのものがライブラリである場合に、特に重要です。対象になるかどうかの基準は、法律では詳細に定義されていません。

オブジェクト ファイルが数値パラメータ、データ構造のレイアウトおよびアクセス機構、小さなマクロおよび小さなインライン関数（10 行以下）だけを使用する場合には、法的に派生著作物であるかどうかに関係なく、かかるオブジェクト ファイルの使用は制限されません（ただし、このオブジェクト コードおよびライブラリの一部を含む実行ファイルは、第 6 項の対象になります）。

あるいは、著作物がライブラリの派生物の場合には、第 6 項の条件に従って著作物のオブジェクト コードを配布できます。かかる著作物を含む実行ファイルも、ライブラリそのものに直接リンクしているかどうかに関係なく、第 6 項の対照になります。

6. 前述の項目の例外として、ユーザは「ライブラリを使用する著作物」をライブラリと結合またはリンクして、ライブラリの一部を含む著作物を生成し、ユーザが選択した条件で配布することもできます。ただし、適用する条件は、顧客独自の使用のための著作物の修正、およびかかる修正のデバッグ用のリバース エンジニアリングの実行を許可している必要があります。

著作物の各複製には、著作物にライブラリが使用されていること、およびライブラリとその使用に本ライセンスが適用されることを示す明確な通知を添付する必要があります。ユーザは、本ライセンスの複製を提供する必要があります。著作物の実行中に著作権情報を表示する場合には、ライブラリの著作権情報、および本ライセンスの複製を参照するよう指示する内容を含める必要があります。また、次のいずれかを満たす必要があります。

- a) 著作物に、（前述の第 1 項および第 2 項に従って配布する必要がある）著作物のすべての変更を含むライブラリのコンピュータで解読可能な対応する完全なソース コードを添付する。さらに、著作物がライブラリにリンクされた実行ファイルの場合には、受領者がライブラリを修正して再リンクし、修正したライブラリを含む修正後の実行ファイルを生成できるように、コンピュータで解読可能な完全な「ライブラリを使用する著作物」をオブジェクト コードおよびソース コードとして添付する（ただし、ライブラリの定義ファイルの内容を変更するユーザが、修正後の定義を使用するためにアプリケーションを再コンパイルできる必要はありません）。
- b) ライブラリとのリンクに適切な共有ライブラリ機構を使用する。適切な機構とは、(1) 実行時に、ライブラリの関数を実行ファイルにコピーするのではなく、ユーザのコンピュータ システムに既存のライブラリのコピーを使用し、(2) ユーザがライブラリの修正版をインストールした場合、修正版と著作物の作成時のバージョンとの間にインターフェイス的な互換性がある限り、修正版のライブラリを適切に実行できる機構です。
- c) 著作物に、配布に要した費用未済の料金で、前述の第 6a 項に規定した素材を、同じユーザに対して提供するという、最低 3 年間有効な書面による申し出を添付する。 1
- d) 著作物を、指定した場所から複製できるようにアクセス先を提供することによって配布する場合には、前述の規定素材を同じ場所から複製できるように同等のアクセス先を提供する。
- e) ユーザがこれらの素材の複製を受領したことを確認するか、受領者に複製を送信済みであることを確認する。

実行ファイルの場合、「ライブラリを使用する著作物」の形式に、実行ファイルの再生成に必要なすべてのデータおよびユーティリティ プログラムを含める必要があります。ただし、特殊な例外として、配布する素材には、通常、実行ファイルを実行するオペレーティング システムの主要コンポーネント（コンパイラ、カーネルなど）と一緒に（ソースまたはバイナリ形式のいずれかで）配布されるものを含める必要はありません。ただし、コンポーネントそのものに実行ファイルを添付する場合は除きます。

この要件は、通常オペレーティング システムを伴わない他の独自仕様ライブラリのライセンス制限と、対立することがあります。この場合、配布する実行ファイルで、配布するライブラリと、対立する独自仕様ライブラリの両方を使用することはできません。

7. ライブラリに基づく著作物であるライブラリ機能を、本ライセンスの対象ではない他のライブラリ機能とあわせて単一ライブラリとして作成し、かかる結合ライブラリを配布することができます。ただし、ライブラリに基づく著作物と、他のライブラリ機能を個別に配布することを許可し、次の2つの条件を満たす必要があります。

a) 結合ライブラリに、同じライブラリに基づく著作物の、他のライブラリ機能と結合していない複製を添付する。これは、前述の項目の条件に従って配布する必要があります。

b) 結合ライブラリに、ライブラリに基づく著作物は結合ライブラリの一部であることを示す明確な通知を提示し、同じ著作物の結合されていない形式の添付先を説明する。

8. 本ライセンスの条件に規定されている方法以外で、ライブラリを複製、修正、サブライセンス供与、リンク、または配布することはできません。他の方法でのライブラリの複製、修正、サブライセンス供与、リンク、または配布の試みは無効となり、本ライセンスに基づくユーザの権利は自動的に終了します。ただし、本ライセンスに基づいてユーザから複製または権利を受領した当事者のライセンスは、かかる当事者が本ライセンスの条件に完全に従っている限り、終了しません。

9. ユーザは、本ライセンスに署名しないので、本ライセンスに同意する必要はありません。ただし、ライブラリまたはライブラリの派生著作物の修正または配布をユーザに許可するのは、本ライセンスだけです。ユーザが本ライセンスに同意しない場合、これらの行為は法律により禁止されます。したがって、ライブラリ（またはライブラリに基づく著作物）の修正または配布を行うことにより、ユーザは本ライセンスに同意し、ライブラリまたはライブラリに基づく著作物の複製、配布、または修正の全条件に同意したとみなされます。

10. ライブラリ（またはライブラリに基づく著作物）を再配布するごとに、受領者は最初のライセンス許諾者から、本ライセンスの条件に基づいてライブラリを複製、配布、リンク、または修正するライセンスを自動的に取得します。受領者が本ライセンスに基づいて供与される権利を行使することについて、ユーザは一切、制約を課すことはできません。ユーザは、第三者が本ライセンスに従うように強制する責任はありません。

11. 裁判所の判決、特許権侵害の申し立て、または（特許の問題に限定されず）他の何らかの理由により、ユーザに対して（裁判所の命令、契約、その他により）本ライセンスの条件と矛盾する条件が課されたとしても、ユーザが本ライセンスの条件に従わないことの釈明にはなりません。本ライセンスに基づく義務および他の関連する義務を同時に満たす方法で配布できない場合、ユーザはライブラリを一切、配布できません。たとえば、特許ライセンスによって、ユーザから直接的または間接的に複製を受領したすべての第三者に対して、著作権料なしでのライブラリの再配布が許可されない場合、かかる条件と本ライセンスの条件の両方を満たすには、ライブラリの配布を完全に停止する方法しかありません。

特定の状況において本項の一部が無効または履行不能となったとしても、本項の残りの条件は適用され、他の状況においては本項の全条件が適用されるものとします。

本項の目的は、ユーザに対して、何らかの特許権または他の所有権主張の侵害、またはかかる主張の有効性に対する異議申し立てを誘発することではありません。本項の唯一の目的は、パブリックライセンスの慣習により実現されるフリーソフトウェア配布システムの完全性を保護することです。多数の人々が、このシステムの一貫した継続を信頼して、このシステムにより配布される広範囲のソフトウェアに対して寛大な寄与をしてきました。ソフトウェアを他のシステムで配布するかどうかを決定するのは作成者 / 寄与者であり、ライセンス取得者は、その選択を強制することはできません。

本項は、本ライセンスの他の項目がいかに重要であるかを完全に明確にすることを意図していません。

12. 一部の国において、特許または著作権との関連でライブラリの配布または使用が制限される場合、ライブラリに本ライセンスを適用した最初の著作権所有者は、制限される国を除く明示的な地域上の配布制限を追加することにより、制限されない国に限定して配布を許可することができます。この場合、かかる制限は、本ライセンスの本文と同様に、本ライセンスに統合されます。

13. フリー ソフトウェア財団は、適宜、劣等 GPL の改訂版または新規版を発行することができます。かかる新規版は、方針は現行版と同様ですが、新たな問題または関心事に対応するために詳細が異なることがあります。

各版には、個別のバージョン番号が付けられています。ライブラリに、適用される本ライセンスのバージョン番号と「any later version (任意の以降のバージョン)」が指定されている場合、ユーザは適用されるバージョン、またはフリー ソフトウェア財団により発行された任意の以降のバージョンのどちらかの条件を選択できます。ライブラリに本ライセンスのバージョン番号が指定されていない場合、フリー ソフトウェア財団により発行された任意のバージョンを選択できます。

14. ライブラリの一部を、配布条件が一致しない他のフリー プログラムに統合したい場合には、書面により作成者に許可を求めてください。フリー ソフトウェア財団により著作権保護されているソフトウェアに関しては、フリー ソフトウェア財団に問い合わせてください。例外が認められることがあります。当財団の決定は、フリー ソフトウェアのあらゆる派生物のフリー ステータスを保全する、およびソフトウェアの共有および再利用を幅広く促進するという、2つの目的に基づいています。

無保証

15. ライブラリは無償でライセンス許諾されているので、適用法により許可される範囲で、ライブラリには保証はありません。書面により他に記述されている場合を除き、著作権所有者および他の当事者は、商品性および特定用途への適合性の暗黙の保証が含まれますが、これらに限定されず、一切の保証を適用せずに、ライブラリを「現状のまま」提供します。ライブラリの品質およびパフォーマンスに関するリスクはすべて、ユーザの責任になります。万一、ライブラリに欠陥があった場合には、すべての必要なサービス、修繕、または修正の費用をユーザが負担するものとします。

16. 適用法により要求された場合、または書面により同意された場合を除き、いかなる場合にも、すべての著作権所有者または前述の条件に従ってライブラリを修正または再配布できる他の当事者は、ライブラリの使用または使用不能により生じた一般的、特殊、付随的、または間接的な損害（データ損失、不正確なデータ、ユーザまたは第三者の持続的な損失、またはライブラリと他のソフトウェアとの相互運用障害を含みますが、これらに限定されません）を含むユーザの損害に対して、当該所有者または他の当事者にかかる損害の可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

条件は以上です。

バージョン番号 : 3.3.1

シリアル番号 : 003012-UM

Printed in the United States of America.

適合性の宣言

本製品は、機器が有害な受信障害を発生せず、有害な受信障害を容認しないことを規定した FCC ルール Part 15 に適合していることを宣言します。

また、本製品は、次の規定に適合しています。

72/23/EEC (製品の安全規定)、89/336/EEC (電磁適合性規定)、99/5/EC (EN 55022:1994 + A1:1995 + A2:1997 Class A, EN 55024:1998 Class A 規格による無線通信端末機器規定)

